

## 科目評価方針

大原看護専門学校学則 抜粋

### 第3章 教育課程、単位の授与、修了の認定等

(教育課程)

第8条 教育課程(教科目、単位数及び時間数)は別表1のとおりとする。

2 1 単位の算定基準は次のとおりとする。

講義・演習	15～30 時間
実技・実験・実習	30～45 時間
臨地実習	45 時間

(学習の評価、単位の授与及び修了の認定)

第9条 学校長は、教科目の履修を認定するため試験（実習評価を含む。以下この条において同じ）を行う。

- 2 試験は、各科目の授業時間数の3分の2以上、及び出席すべき実習時間数の4分の3以上の出席がなければ受けることができない。
- 3 試験は、各科目100点満点とし60点以上を合格とする。  
A(80点以上)、B(70点～79点)、C(60点～69点)を合格、D(60点未満)を不合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。
- 5 試験の成績が合格点に満たない教科目を有する者については、再試験を行うことができる。
- 6 学校長は所定の教科目を履修し合格した者に対して、所定の単位を認定する。
- 7 教科目の履修方法に関し、詳細は別に定める。

(大学卒業等者の修得単位の認定)

第10条 学校長は、所定の教科目を履修した者が本校に入学した場合、本校における教科目により修得した者とみなすことができる。

2 入学前の既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 学校長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校等、又は放送大学や以下の資格に係る学校若しくは養成所においてすでに取得した単位又は修了した教科目については、本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校における教科目の履修により修得したものとみなし単位を与えることができる。

ア 歯科衛生士

イ 診療放射線技師

ウ 臨床検査技師

エ 理学療法士

オ 作業療法士

カ 視能訓練士

キ 臨床工学技士

ク 義肢装具士

ケ 救急救命士

コ 言語聴覚士

(2) 学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者が入学した場合、当該学生の単位認定は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士養成施設指定規則別表4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当すると認められる場合には前号に準じて「基礎分野」の単位を与えることができる。